



厚生労働省福島労働局発表
平成23年 5月11日

*地震関連第77報

担
当

福島労働局職業対策課
課長 羽曾部 金光
課長補佐 岩見 竹志
担当官 真島 敬士
電話 024-539-5463

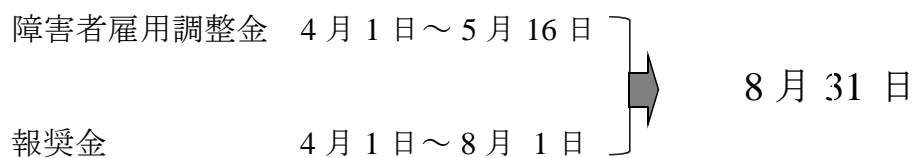
障害者雇用調整金等の申請期限の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、「障害者雇用納付金制度」により障害者の雇用に特に取り組んでいる事業主に支給される障害者雇用調整金、報奨金等の申請期限が延長されることとなりました。

1 対象となるのは、次の①及び②に該当する申請

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に主たる事務所が所在する事業主が申請するもの
- ② 平成23年3月11日以降に申請期限が到来するもの

2 延長後の障害者雇用調整金等の申請期限について



*障害者雇用調整金とは、常用労働者201人以上で、雇用障害者数が法定雇用率を超えている事業主の申請に基づき1人あたり月額27,000円を支給

*報奨金とは、常用雇用労働者200人以下で、支給要件として定められている数を超えて障害者を雇用している事業主の申請に基づき1人あたり月額21,000円を支給

*平成23年度 障害者雇用調整金対象企業 44社
報奨金対象企業 31社

お問い合わせ先

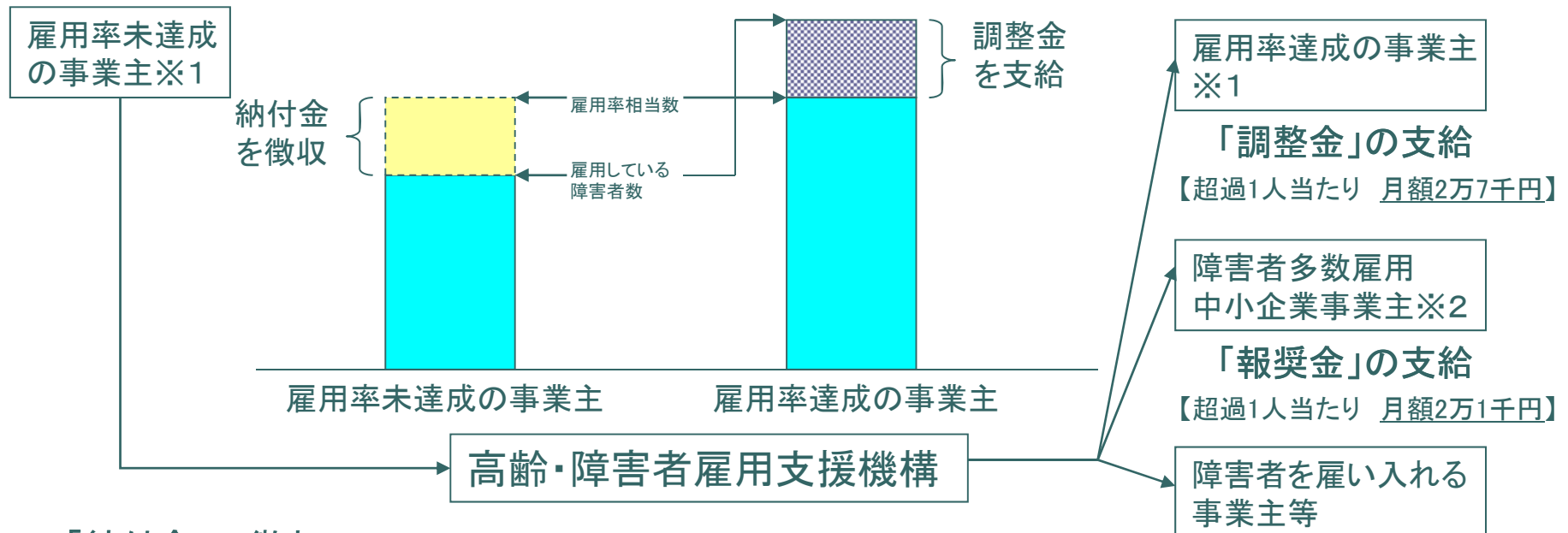
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

福島高齢・障害者雇用支援センター

電話 024-524-2731 F A X 024-524-2781

障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業(常用労働者200人超える)から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



「納付金」の徴収

【不足1人当たり 月額5万円】

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

※1 常用労働者201人以上

※2 常用労働者200人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主